

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【公表番号】特表2002-539148(P2002-539148A)
 【公表日】平成14年11月19日(2002.11.19)
 【出願番号】特願2000-604821(P2000-604821)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/00 (2006.01)
 A 6 1 Q 19/00 (2006.01)
 A 6 1 K 8/60 (2006.01)
 A 6 1 K 8/72 (2006.01)
 A 6 1 K 8/96 (2006.01)
 A 6 1 Q 5/02 (2006.01)
 A 6 1 Q 17/04 (2006.01)
 A 6 1 Q 19/10 (2006.01)
 A 6 1 K 31/7105 (2006.01)
 A 6 1 K 31/711 (2006.01)
 A 6 1 K 31/716 (2006.01)
 A 6 1 P 17/16 (2006.01)
 A 6 1 K 36/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/48
 A 6 1 K 7/00 F
 A 6 1 K 7/00 J
 A 6 1 K 7/00 K
 A 6 1 K 7/075
 A 6 1 K 7/42
 A 6 1 K 7/50
 A 6 1 K 31/7105
 A 6 1 K 31/711
 A 6 1 K 31/716
 A 6 1 P 17/16
 A 6 1 K 35/72

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年12月15日(2010.12.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

水溶性 - (1,3)グルカン

用語「グルカン」は、グルコースに基づくホモ多糖類を意味する。立体結合によって、
 - (1,3)グルカン、 - (1,4)グルカンおよび - (1,6)グルカンの間には
 差異がある。 - (1,3)グルカンは通常らせん状構造を示すが、(1,4)結合をもつ
 グルカンは一般に、直鎖構造を有する。本発明の - グルカンは、(1,3)構造を有す
 る。即ち、本発明の - グルカンは、望ましくない(1,6)結合を実質的に含まない。
 側鎖が排他的に(1,3)結合を示すような - (1,3)グルカンを使用するのが好まし

い。特に、これら作用物質は、サッカロミセス科 [特に、サッカロミセス・セレピシア由来の酵母により得られるグルカンを含む。この種のグルカンは、公知方法により技術的
的
量で入手できる。国際特許出願 W O 9 5 / 3 0 0 2 2 号明細書 [バイオテク - マクジマル]には、例えば、そのような物質を製造する方法であって、実質的に全ての - (1 , 6) 結合を解くように (1 , 3) 結合及び (1 , 6) 結合をもつグルカンを、 - (1 , 6)
) グルカナーゼと接触させる方法が記述されている。これらのグルカンを製造するのにトリコデルミア・ハルジアナムに基づくグルカナーゼを使用するのが好ましい。これらの作用物質中に含有されるグルカンの製法及び入手性に関しては、上で引用した刊行物に言及されている。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】 (a) 主鎖として、 - (1 , 3) 結合鎖を有し、 - (1 , 3) 側鎖を含有し、 - (1 , 6) 結合鎖を実質的に含まない水溶性 - (1 , 3) グルカンと
、
(b) デオキシリボ核酸又はリボ核酸、並びにそれらの切断及び分解生成物とを含む化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 2】 サッカロミセス科由来の酵母に基づいて得られるグルカンを含む、請求項 1 記載の化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 3】 実質的に全ての - (1 , 6) 結合が解かれるように - (1 , 3) 及び - (1 , 6) 結合をもつグルカンを、 - (1 , 6) グルカナーゼと接触させることによって得られるグルカンを含む、請求項 1 又は 2 に記載の化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 4】 トリコデルミア・ハルジアナムに基づくグルカナーゼで前もって処理しておいたグルカンを使用する、請求項 3 記載の化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 5】 海産のデオキシリボ核酸又はリボ核酸を含有している、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 6】 4 0 0 0 0 ~ 1 0 0 0 0 0 0 の範囲の分子量を有するデオキシリボ核酸又はリボ核酸を含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 7】 紫外線保護物質を更に含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 8】 規定量を水、及び他の任意の助剤と添加剤で 1 0 0 重量 % にまで補足するという条件で、

(a) 主鎖として、 - (1 , 3) 結合鎖を有し、 - (1 , 3) 側鎖を含有し、 - (1 , 6) 結合鎖を実質的に含まない水溶性 - (1 , 3) グルカン 0 . 0 1 ~ 2 5 重量 % と、

(b) デオキシリボ核酸又はリボ核酸、並びにそれらの切断及び分解生成物 0 . 0 1 ~ 5 重量 % と、

(c) 紫外線保護物質又は酸化防止剤 0 ~ 8 重量 % と

を含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化粧品及び / 又は医薬品。

【請求項 9】 (a) 主鎖として、 - (1 , 3) 結合鎖を有し、 - (1 , 3) 側鎖を含有し、 - (1 , 6) 結合鎖を実質的に含まない水溶性 - (1 , 3) グルカンと
、
(b) デオキシリボ核酸又はリボ核酸、並びにそれらの切断及び分解生成物とを組み合わせる工程を含む、請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載の化粧品及び / 又は医薬品の製造方法。